



2022年3月1日

会社名 株式会社Sun Asterisk
(コード4053:マザーズ)

東京都千代田区神田紺屋町45番地1

代表取締役 小林 泰平

問合せ先 取締役 服部 裕輔

Mail: ir@sun-asterisk.com

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ① 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するとともに、効力発生等に関する附則を設けるものがあります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、現行定款第13条を削除し、新たに定款第13条1項および2項を新設するとともに、効力発生等に関する附則を設けるものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。下線は変更部分となります。

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第11条第2項の規定の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>2前項の規定にかかわらず、施行日の6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p>
(新設)	<p><u>3本条の規定は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上